

## 宍粟市教育委員会規則第 8 号

宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月14日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

### 宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会公印規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「別記様式」を「様式第 1 号」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（公印の調製等の合議及び廃棄処分等）

第 6 条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、教育総務課長に合議しなければならない。

2 公印の紛失又は摩滅、損傷等により使用に耐えなくなったとき、及びその他の理由により使用できなくなったときは、廃止するものとする。ただし、この場合においては、直ちに保管者から教育総務課長に合議のうえ、教育長に届け出て承認を受けなければならない。

3 廃止された公印は、廃止された日から 3 年間保存しなければならない。

4 前項の保存期間を経過した公印を廃棄するときは、すべて教育総務課長においてこれを焼却するものとする。この場合、処理のてん末を書類をもって記録しておかなければならない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（印影の印刷）

第 9 条 一定の字句及び内容の文書を特定期間に多数印刷する場合には、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により、公印の印影を印刷しようとするときは、あらかじめ公印印影印刷届（様式第 2 号）を教育総務課長を経て教育長に提出しなければならない。

3 公印の印影を印刷した文書については、公印印影印刷物受払簿（様式第 3 号）によりその使用状況を明らかにしておかなければならない。

別記様式を様式第 1 号（第 5 条関係）とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日	
宍粟市教育長 様	
学校長 <span style="float: right;">㊟</span>	
公 印 印 影 印 刷 届	
次のとおり公印の印影を印刷しますので、届け出ます。	
公 印 の 名 称	
寸 法	
印 刷 物 の 名 称	
印 刷 枚 数	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
印刷物について法律、条例等に様式の定めがある場合は、その根拠規定	
印刷のときの本文及び公印の色	本文印刷の色（ ）色、公印の色（ ）色

様式第3号（第9条関係）

公印印影印刷物受払簿

件名 \_\_\_\_\_

学校長	教頭	事務担当者	年 月 日	受	払	書損	残	摘 要	取扱者印

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。